

いずも e 街ギフト加盟店規約

(総則)

第1条 本規約は、いずも e 街ギフト加盟店（以下「加盟店」という）が、その店舗、施設等において第2条に定めるいずも e 街ギフトによる商品またはサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、出雲市と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

(定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて出雲市に申し込み、出雲市が承認した個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 「いずも e 街ギフト」とは、対象地域の加盟店にて、原則として、発行から 180 日間に限って利用出来る出雲市が発行する電子チケットをいいます。
- (3) 「利用者」とは、出雲市が規定した「いずも e 街ギフト利用者規約」を承諾のうえ、いずも e 街ギフトを加盟店で利用する者をいいます。
- (4) 「いずも e 街ギフト取引」とは、利用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額の全て及び一部をいずも e 街ギフトで取引することをいいます。
- (5) 「いずも e 街ギフト取引精算」とは、加盟店と出雲市が本契約に基づき、いずも e 街ギフト取引に対する精算をいいます。
- (6) 「消し込み」とは、利用者がいずも e 街ギフトを加盟店で利用した際に、バーコードを読み取ること等により、いずも e 街ギフトを利用済み登録又は金額減算することをいいます。
- (7) 「バーコード」とは、いずも e 街ギフト取引に関し、出雲市が発行するバーコード、2次元コード等の番号、記号その他の符号であって、いずも e 街ギフト加盟店規約に従って出雲市が加盟店に発行し、加盟店における掲示その他出雲市が指定する方法により加盟店が利用者に提示するもので、加盟店を特定するための情報その他加盟店または出雲市が承諾した場所（当該承諾の対象となる場合に限る）におけるいずも e 街ギフト取引に必要な情報を記録したものをいいます。

(加盟店)

第3条 加盟店は、いずれもe街ギフトが利用できる店舗、施設（以下「いずれもe街ギフト取扱店舗」という）をあらかじめ出雲市に所定の書面をもって申請し、出雲市の承認を得るものとします。出雲市は申請を承認した場合、加盟店舗証を付与します。なお、いずれもe街ギフト取扱店舗の追加、脱退についても同様とします。

2 加盟店は、加盟店舗証を店内の消費者が良く見える場所に掲示し、加盟店ポスター等掲示物は消費者が良く見える場所に掲示するものとします。

3 加盟店は、出雲市からいずれもe街ギフトの取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。

4 加盟店は、出雲市がいずれもe街ギフトの利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

5 加盟店は、バーコード、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に利用してはならないものとし、これを第三者に利用させてはならないものとします。

6 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、出雲市が支給した備品を速やかに返却するものとします。

（届出事項の変更）

第4条 加盟店は、出雲市に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その出雲市電子ポイント（クーポン）事業者登録シートに記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により出雲市へ届出、承認を得るものとします。

2 前項の届出がないために、出雲市からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

（地位の譲渡等）

第5条 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2 加盟店は、加盟店の出雲市に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

（業務の委託）

第6条 出雲市は本事業に係る業務を第三者に委託できるものとする。その場合第三者が出雲市と協議した方法で加盟店との対応を取り行うものとし、

- 2 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとし、
- 3 前項にかかわらず、出雲市が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとし、
- 4 前項により出雲市が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務及び責任について免れないものとし、また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して出雲市に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して出雲市の損害を賠償するものとし、
- 5 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に出雲市の承諾を得るものとし、

（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）

第7条 加盟店は、本規約及び出雲市が別途提供するいずれも e 街ギフト取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとし、

- 2 加盟店は、有効ないずれも e 街ギフトを提示した利用者に対し、いずれも e 街ギフトの取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、いずれも e 街ギフトの取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、いずれも e 街ギフトの利用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとし、
- 3 加盟店は、有効ないずれも e 街ギフトの利用者からいずれも e 街ギフトの取扱いまたは商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店といずれも e 街ギフトの利用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとし、
- 4 加盟店は、いずれも e 街ギフト取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとし、
 - (1) いずれも e 街ギフト利用画面
 - (2) いずれも e 街ギフト利用金額
 - (3) いずれも e 街ギフトにバーコードが読み込まれ、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時
- 5 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、いずれも e 街ギフト取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとし、その場合の逸失利

益、機会損失等についてはいかなる場合にも出雲市は責任を負わないものとします。

- 6 出雲市は、バーコードによる消し込みがあった場合に、出雲市が定める日にデータを更新します。なお、加盟店は、売上額日計及び振込金額を必ず確認するものとします。
- 7 加盟店は、1件のいずれもe街ギフト取引として処理されるものを、金額の分割等により複数のいずれもe街ギフト取引にすることを禁じます。
- 8 加盟店は、出雲市の指示を遵守するものとします。

(バーコードの提示等)

第8条 いずれもe街ギフトの利用開始日より、加盟店は、いずれもe街ギフトが利用可能であることを示すため、次の各号に定める措置をいずれもe街ギフト取扱マニュアル及び出雲市が指定する方法に従って講じるものとします。第2号に定める措置の不備によりバーコードの読取りに不具合が生じ、これにより加盟店に損害が生じたとしても、出雲市はその責任を負わないものとします。

- (1) 第3条第2項に規定する措置を講じること
 - (2) バーコードをいずれもe街ギフトの使用者に提示すること
 - (3) 前2号の他出雲市が別途通知した措置
- 2 加盟店は、前項に定める措置を実施するにあたり、出雲市の事前の承諾のない限り、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
- (1) 加盟店店舗以外の場所でバーコードを提示するなど、加盟店店舗以外の場所においていずれもe街ギフトの利用ができることを示すこと
 - (2) 前項に定める措置を出雲市が不適切と判断する態様で行うこと
 - (3) 前2号のほか、いずれもe街ギフト取扱マニュアルで禁止されている態様で前項に定める措置を行うこと
- 3 加盟店は、出雲市から第1項に定める措置の方法が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正し、出雲市から当該措置を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。

(取引の取り消し及び返金の禁止)

第9条 加盟店は、いずれもe街ギフト取引の取り消しを申し出た利用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととします。

(対象商品等)

第10条 いずもe街ギフトは、加盟店が取扱う商品提供等について使用できるものとし、ただし、別表第1に該当するものは対象外とします。

(釣り銭)

第11条 加盟店はいずもe街ギフト取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われないものとし、

(商品等の引き渡し)

第12条 加盟店は、商品提供等を行う場合、いずもe街ギフトの利用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとし、加盟店は、商品提供等を行う当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、いずもe街ギフトの利用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとし、

(いずもe街ギフトの不正利用等)

第13条 加盟店は、提示されたいずもe街ギフトの真贋に疑義があった場合には、いずもe街ギフト提示者または利用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに市に連絡するものとし、

2 加盟店は、提示されたいずもe街ギフトの金額に対してバーコードによる消し込みを実施する際、第7条第4項第3号のバーコードが読み込まれない場合、または、利用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時が表示されない場合には、利用者に対していずもe街ギフトの取引を行ってはならないものとし、

3 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとし、

4 偽造、変造、模造されたいずもe街ギフトに起因する売上等が発生し、市がいずもe街ギフトの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとし、また、加盟店は、市から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上等に対する被害届を提出するものとし、

(売上債権の譲渡)

第14条 本契約に基づき加盟店が市に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、市は当該債権を出雲市所定の手続きに従って処理するものとし、市は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとし、

(加盟取消し)

第 15 条 加盟店が以下の事項に該当する場合、出雲市は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合出雲市に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

- (1) 加盟店または加盟店の従業員及び加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき
- (2) 加盟店申込書等加盟の際に出雲市に提出した書面に虚偽の申請があったとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- (4) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると出雲市が判断したとき
- (5) 加盟店が出雲市の信用を失墜させる行為を行ったと出雲市が判断したとき
- (6) 加盟店として不相当と出雲市が判断したとき

2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、出雲市が支給した備品を速やかに返却するものとします。

(買戻特約等)

第 16 条 加盟店が本契約に違反していずも e 街ギフト取引を行った疑いがあると認めた場合は、出雲市は調査が完了するまでいずも e 街ギフト取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、いずも e 街ギフト取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は出雲市の調査に協力するものとします。調査が完了し、出雲市が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、出雲市は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、出雲市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(反社会勢力との取引拒絶)

第 17 条 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

(いずも e 街ギフトの利用停止)

第 18 条 加盟店が第 7 条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）に違反、第 15 条（加盟取消し）に該当した場合、及び第 17 条（反社会的勢力との取引拒絶）に違反した場合、または該当する疑いがあると出雲市が認めた場合、出雲市は契約を解除するか否かにかかわらず、いずも e 街ギフト取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、出雲市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

(有効期間)

第 19 条 本規約の有効期間は令和 6 年 3 月 31 日までとします。ただし、加盟店または出雲市が期間満了 1 ヶ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出がないときは、本契約は 1 年間更新し、以後はこの例によるものとします。

(規約の変更)

第 20 条 出雲市は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 21 条 加盟店は、いずも e 街ギフトに関して出雲市との間に紛争が生じた場合、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

(準拠法)

第 22 条 本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

この規約は、令和 5 年 7 月 18 日から適用します。

別表第1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯 出資や債務の支払い、事業所間の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等 出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
その他出雲市が不適切と判断する取引	